

東京古田会月例会 第二部(1) 勉強会『ここに古代王朝ありき』 参考資料 ⑥

第六回目(最終回)は、第四部[失われた考古学]の第二章[隠された島]と第三章[九州王朝の都城]を取り上げる。なお、以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

6. 第四部 失われた考古学

6.2 第二章 隠された島 ※281～313頁

本章は16節から構なる。先生は、以下の論説を通じて[沖の島(正式表記は沖ノ島)にある“奉納物”は近畿朝廷からではなく九州王朝からのもの]で、白村江以降の九州王朝の消滅まで継続されていたとされる。

沖の島の探究: ①近畿天皇家に先在した九州王朝を考古学的に保証するものは、「沖の島」である。②「天皇陵」といわれる巨大古墳に対するのは、“海の正倉院”と呼ばれる「沖の島」である。

五つの疑い: ①従来の定説としての評価は、“これらの超一級の財宝は、すべて大和朝廷からの奉納物”である。そして、②“中国や朝鮮半島諸国へ大和朝廷が国使を送るとき、海上の安全を祈って奉納したものであろう”と。

③これを検証する。※これ以後「沖の島の財宝の下限」までの各節に(一)～(五)として、⑦おびたしい土器の出土、⑧おびたしい金属器の埋蔵、⑨一对の「金銅の龍頭」、⑩金の指輪、⑪これら財宝のもつ重大な性格 を取り上げて論証。

⑦おびたしい土器の出土: A. 縄文～古冢(弥生)～古墳～歴史時代と続く「九州の土器」。B. 従来の考古学者「こわれやすい土器は現地のを調達して使ったのだろう」と。C. この見解を批判(絶大な意味をもった祭祀用土器には地方・地方の個性がある/こわれやすいなら近畿職人を派遣・現地製作が可能、など)。

D. 仮説“沖の島の財宝は近畿天皇家からの奉納物”は、壮大な虚構ではないか。

金銅の海: ⑦おびたしい金属器の埋蔵①「後漢鏡と三角縁神獣鏡」の組合せは、近畿でも九州でも珍しくない。

②近畿の場合、いわゆる「舶載」の三角縁神獣鏡がおびたしいが、沖の島の場合は殆どがいわゆる「仿製」鏡。

③惜しみなく「舶載」鏡を大量に配布したはずの天皇家が、出来の悪い「仿製」鏡ばかりを奉納したのか。

④すなわち、沖の島は土器の場合と同じく、九州独自の九州王朝のための祭儀と財宝の島だったのである。

金銅の龍頭/重量の謎/わたしの観察/観世音寺の古鐘: (1) ⑦一对の「金銅の龍頭」①沖の島と山西省・天龍山の龍頭は、あまりにも似ていない(両者を比較)。

②沖の島の龍頭の全形姿がほかに見つからないから、これは「国産」の可能性が高い。(2) ①大阪市立美術館学芸課長・秋山進午さん「あの龍頭は幡(のぼり、はた)の上につけたものとなっているが、ズッシリと重くて、しだれた竿の先にぶら下げられるものではない」。

②この龍頭に対する最もよく知られた「由来」解説[欽明紀13年8月条:五色の幡二竿が高句麗の王宮から戦利品としてわが国に伝えられた]。

③つまり、近畿天皇家が沖の島に、この「五色の幡」についていた龍頭を奉納したのだろう、と。④「これは玉座が何かの両脇の直立棒の上にガッチリ据えられていたもの」という、秋山さんの言葉にわたしは深くうなずかざるをえなかった。(3) ①この一对の龍頭の身元を確かめる前に、わたしの観察結果を記録しておこう(八項目※省略)。

②以上のような違いを示すところは、両者、作者を異にしているという帰結である。③ここから考えられる状況は、二代にわたって粒々苦心して「二つの龍頭」を作り続けて完成した、ということ。

(4) A「古鐘」①太宰府観世音寺の鐘といい、京都妙心寺の鐘と言い、いずれも博多湾岸の近隣で製作されたもの。②その鐘にいずれも一对の龍頭があるが、近畿(朝鮮半島)にはこのような古式鐘が現存しない。③これは、“沖の島の金銅の一对の龍頭は、博多湾岸に類縁母体をもつ”、という帰結である。(4) B「⑩金の指輪」①これも日本列島に類例がなく、朝鮮半島に同類品がある。②近畿の「正倉院」にもこのような形質の金の指輪は存在しない。③自分の宝庫にも現存しないようなウルトラ第一級の「金の指輪」を易々と「奉納」してしまうものなのか。

石穴の論証/長安寺はいずこ: ※閑話休題 (省略)

沖の島の財宝の下限/財宝の遺棄: (1) ①縄文以来、連綿と続いてきたが七世紀末前後を下限としてぷつぷつと切れている。②その理由を従来の考古学者は、⑦“遣唐使の廃止に伴って海上安全祈願のための奉納も行われなくなったからだ”と。しかし、③遣唐使は舒明二(630)年～寛平六(894)年の間だが、この期間に奉納品は集中していない。④“何らかの理由で、近畿天皇家側の奉納習慣が変わったのだ”、という理由は、全く「史料根拠なき仮説」である。④“一つの王朝は一つの宝庫をもつ:七世紀以前の九州王朝の「宝庫」が沖の島、八世紀以降の近畿天皇家にとっての宝庫が正倉院なのである。(2) ①沖の島の貴重きわまる財宝は地上に投げ出された形で存在している。②この財宝遺棄という状況は、“この財宝の所有者(※筑太宰府を都城とする九州王朝)の権力と権威は七世紀末頃に滅亡し去った”と。

宮司家の断絶/雁鴨池の教訓： (1) ①宗像神社代々の宮司中には、この財宝に関する本来の伝承が伝わっていない。どこかに断絶がある。②その伝承が途絶えたのは、少なくとも八世紀以後。おそらく宮司家そのものの断絶がその背景に存在したのではないだろうか。

(2) ①韓国雁鴨池底に遺棄された大量の財宝。②それは、“財宝の遺棄と権力の滅亡との関係”の公理である。③これは沖の島と基本的に同一の状況。④その滅亡の明確な動因は、白村江の大敗戦である。

白村江の大敗/近畿からの奉獻： ※省略

五弦の琴： ①『隋書』の倭国という多利思北孤の国の琴は「五弦」だった。②近畿天皇家は正倉院の宝物がしめす限り「六弦の琴」しかない。③九州王朝の「宝庫」たる沖の島からは、この「五弦の琴」が出土した。これは同時に、④“沖の島の財宝は近畿天皇家からの奉納物”という、旧来の「定説」へのもう一つの否定である。

6.3 第三章 九州王朝の都城 ※314～334頁

本章は10節から構成される。先生は、九州王朝の都城は太宰府にあったとされ、その性格や創設年代に関して考古学的な見地から考察を加えておられる。付随して「神籠石」についても触れられている。

太宰府の謎： ①“沖の島の財宝の主だという九州王朝の本拠(地)は、太宰府”である。②従来の「定説」は、“天智天皇が大宰府を作った”だが、『書紀』は一切そのような記事がない。③それどころか、“筑紫に太宰という役職を置いた。それは何年だ”といった形跡すらない。④すなわち、“この「筑紫の太宰」は天皇家の任命によるものではない”、といった体裁を『書紀』自身がとっている。

太宰府の性格： ①太宰府は大野城・基肄城といった山城に囲まれている。②朝鮮半島における国都様式はいずれも「山城のある都城制」だった。③太宰府もまた、“山城とワンセットで都城を作る”この「山城のある都城制」に立つ、東アジア圏の一角に属していた。

掘立柱の発見/『書紀』の信憑性： (1) ①昭和43年冬、太宰府の遺構発掘中、意外な事実が見出された。②その遺構は三層に重なっていた(第一期:掘立柱建物、第二期:下層礎石建物、第三期:上層礎石建物)。③「天智の命で」と言っているのは第二層だが、それ以前に「大宰府」の宮殿とその遺構は存在していた。④つまり、太宰府は天智時代より、ずっと古い淵源をもっていたのである。(2) ①喜田貞吉と建築史家との法隆寺再建論争事件が古代史家・考古学者たちに与えたショックは甚大だった。

蔵司の役割/他京との比較/鏡山氏との出会い/測定 of 鬼： (1) ①ここで太宰府の西側にあった蔵司に注目しておきたい。②鏡山猛の『大宰府都城の研究』を引用して、「この建物も倉庫の跡ではないかと想像される」「正倉院の校倉よりも総研年代が古く、さらに広大な遺構が存することは、正倉院建築史上の一特例として注意せねばならぬ」。③これは明らかに、近畿天皇家に先在し、この地を本拠とした王朝の宝庫だったのである。(2) 省略。(3) 『「邪馬台国」はなかった』を世に問う前夜、当時九州大学の教授だった鏡山氏のお宅を訪れた。(4) ①鏡氏とは対照的な人柄と学説を抱きつつ、既に世を去った「鬼才」が坂田武彦氏だ。②九大工学部冶金学科に所属し、その生涯を古代鉄の研究、ことに考古学的出土遺物の自然科学的測定に精力的に取り組んで来られた方である。③氏のお宅を訪れたのは、昭和52年1月だった。④氏による太宰府の遺構及び近辺の(木炭の)測定値は、いずれも「倭の五王」、さらに「邪馬一国」以前の時代に遡ることを証言していた。

神籠石の秘密/神籠石の成立： (1) 太宰府という都城の根本性格を決定づけるのは「神籠石」。①(これに関する)研究史上における根本の対立点は、“山城か聖域か”だった。②おつぼ山の山麓に延々と続く石垣がこの論争を解いた。答えは「山城」だった。③九州北半に点々と存在する神籠石群はすべて「同一の尺度」で作られていることから、統一権力がこれらを築いたとみなされる。したがって、④この神籠石群が囲む領域内にその統一権力者が所在する。⑤これらは筑紫の筑紫による筑紫のための「四囲の防壁」なのである。⑥水城も。(2) ①神籠石の成立年代には諸説あるが、ほぼ六～七世紀の成立とされるようだ。②築造者は「代々の筑紫の君」とみなければならない。

※「太宰府」の表記について： ①通例、現今に学界では「大宰府」とし、現地の遺構標示などではもっぱら「大」字が使われているが、太宰府市は「太」字を使用している。②倭の五王を記す『宋書』(五世紀)には「太宰」が頻出し、「太宰府」の称呼も出現する。

第6回となる今回は、「雄略紀全体のまとめ」になる。雄略紀は即位前記から23年八月条までであり、これより長い天皇紀は以後、①継体紀25年、②欽明紀32年、③推古紀36年だけである。

記事の内容は、大和周辺の狩猟・遊行、国内反勢力の征伐、韓半島での百済支援等。これら多様な事柄を、説話風あるいは中国史書などによる文飾を交えながら記述し、物事や氏族の由来・来歴などにも触れている。

1. 各年条の主要記事 ※全体の字数は10300程度

各年条の主要な記事を以下に抽出する。なお、字数の多い順に年条を見ていくと、

①九年、②七年、③二三年、④即位前紀、⑤⑥⑦二年・十三年・十四年、⑧五年、⑨八年、⑩元年、⑪四年、⑫十八年、⑬⑭⑮⑯三年・六年・十一年・十二年、⑰⑱⑲十五・二十・二二年、⑳㉑㉒十年・十七年・二一年、⑳十六年、㉔十九年 の各条となる。全体として、十四年条までの前半部分に字数の多い傾向があり、特に多いのは九年条である。一方、少ない年条は十八年を除く十五～二二年、等で、後半部分に偏在している。

- (1) 即位前記: ①眉輪王の乱、②雄略が眉輪王・円大臣、異兄弟を殺害、③雄略が市辺押磐皇子を謀殺、④御馬皇子(押磐皇子同母弟)を処刑。※1100字
- (2) 元年～四年: 「元年」①童女君の娘・春日大娘皇女(後の仁賢皇后)、「二年」②百済の池津媛を焼殺、③吉野宮で狩猟と穴人部の設置、「三年」④栲幡皇女の自死に絡む話、「四年」⑤葛城山で一主神と狩猟、⑥「蜻蛉島倭」の謂れ譚。※1800字
- (3) 五年～八年: 「五年」①百済の軍君が来朝、「七年」②泊瀬小野と螺羸・三諸岳の大蛇捕獲、③吉備下道臣前津屋が天皇を呪詛、④吉備上道臣田狭の愛妻・稚媛自慢と任那国司任命・子弟君の韓国派遣、⑤弟君の妻が夫を殺害、「八年」⑥高麗による新羅侵略を日本兵が新羅支援。※2200字
- (4) 九年～十二年: 「九年」①凡河内直香賜を采女強姦で斬殺、②新羅征伐を開始、③戦場で大將軍紀小弓宿禰が病死、④その息子・大磐宿禰と韓子宿禰の確執、⑤田辺史伯孫の埴輪馬譚、「十年」⑥鳥養部の設置(十一年条にも)、「十二年」⑦木匠・御田の冤罪。※2050字
- (5) 十三年～二十年: 「十三年」①齒田根命が采女を姦淫、②暴虐の文石小麻呂を天皇軍が征伐、③木工・真根の失敗を甲斐の黒駒が救う、「十四年」④呉が技術職人を献上・呉人を檜隈野に置く、⑤根使主の悪行が発覚、「十五～十七年」⑥秦の民と漢部・土師連の説話、「十八年」⑦物部目連が朝日郎を征伐、「十九年」⑧穴穂部設置の詔、「二十年」⑨高麗が百済を滅ぼす。※2050字
- (6) 二一年～二三年: 「二一年」①百済の復興援助、「二二年」②白髪皇子を皇太子に/水江浦嶋子伝説、「二三年」③東城王を百済国王に、④筑紫の船師等が高麗を攻撃、⑤雄略天皇が崩御・遺詔、⑥征新羅將軍・吉備臣尾代の奮戦。※1050字

2. 雄略紀の補注(14-1～25)の特徴 【トピック1】 卷第14雄略紀の補注 補注は全部で25ある。

- (1) 用語等の解説11: ①古の俗 ④大臣・大連 ⑥穴人部 ⑧虹と蛇と剣 ⑨是神なり
⑩陶部・鞍部・画部・錦部・訳語 ⑮甲斐の黒駒 ⑰百八十種勝 ⑱伴造 ㉑穴穂部 ㉒浦島子伝説
- (2) 人名・地名など10: ③朝倉宮 ⑤物部連目 ⑦身狭村主青・檜隈民使博徳 ⑩小子部連螺羸 ⑫同国近隣之人 ⑬田辺史伯孫 ⑭大草香部と日下部 ⑰三蔵と秦氏・漢氏 ⑱ウツマサ ㉓久麻那利
- (3) その他4: ②孟冬作陰、寒風肅殺(文選、西京賦からの文飾) ④(赤駿)超據絶於埃塵、驅鷺迅於滅没(この部分の訓法について) ㉒百済の南遷(日本の権威と恩恵を示す潤色とする説あり) ㉓雄略天皇の遺詔(特に八月条の遺詔は、隋書、高祖紀の文章を点綴したものと見られる文飾)

3. 雄略紀の特徴その1(前後天皇紀との関連記事)

- (1) 即位前紀にある、①眉輪王の乱、②雄略が眉輪王・円大臣、異兄弟を殺害、③雄略が市辺押磐皇子を謀殺、④御馬皇子(押磐皇子同母弟)を処刑の各記事は、全て安康天皇期に起きた事件である。
- (2) 十四年条の[根使主の悪行が発覚]は、安康天皇元年二月条記事※(1)③の後日譚である。
- (3) 二十三年八月条[天皇の遺詔]後段に出てくる星川王の不行跡については、清寧天皇即位前紀に「星川皇子の謀叛」として雄略天皇の崩御直後に起こった事件の内容が記述されている。

4. 雄略紀の特徴その2(「由縁・由緒・由来」の記事)

- (1) 地名関係：①四年八月条[それで蜻蛉を誉め、この地を名付けて蜻蛉野とした]。②五年六月条[嶋君=武寧王の誕生した加羅島を百濟人は主島という]。③六年二月条[泊瀬小野を名付けて道小野といった]。④七年七月条[三輪山の丘に大蛇を放った。この丘を雷とした]。⑤⑥十四年条[呉からの来客者のため道を造り、磯果の道に通じさせ、これを呉坂と名づけた。呉人を檜隈野に住ませ、呉原と名づけた]。
- (2) 人・氏・姓等：①五年六月条[婦が筑紫の加羅島で出産したので、この子を嶋君と言う]。②九年五月条[小鹿火宿禰を角国に居住させた。角臣らが角国におり、これが角臣の名づけの始まりである]。③十一年条[顔に入墨をして鳥養部に。信濃国と武蔵国の仕丁を罰して鳥養部に]。④⑤十四年条[衣縫の兄媛を大三輪神に弟媛奉り、弟媛を漢の衣縫部とした。漢織・呉織の衣縫は、飛鳥衣縫部・伊勢衣縫の先祖。根使主の子孫が坂本臣となったのはこのときから]。⑥十五年条[秦酒公各種多数の村主を率いるようになり、租税としてつくられた絹・縑(上質の絹)を献上して朝廷に積み上げた。それで姓を賜ってうづまさ(うず高く積んだ様子)と言った]。⑦十七年条[土師連等に「朝夕の御膳に用いる清い器を進上せよ」と。そこで、土師連の先祖・吾笥が摂津国の久佐々村、山背国の内村・伏見村、伊勢国の藤方村と丹波・但馬・因幡の私有の部曲を奉った。これを名付けて贅の土師部と言う]。

5. 雄略紀の特徴その3(中国史書等による文飾記事)

中国史書等による文飾について、「岩波頁注」によってみると、以下のようである。

- (1) 即位前記に3、二年条に2、三・四年条にそれぞれ1、五年条に3、六年条に1、七年条に4、八年条に3、九年条に5。とんで、二〇年条に1、二三年条に5。合計で少なくとも29カ所にのぼる。
- (2) 一つの記事中に二か所以上の文飾のあるものは、①二年条の馬瀬行遊や五年条の葛城山での狩行、③三諸岳の大蛇譚、④八年と九年条の新羅征討関係、⑤二三年八月条の天皇遺詔、である。

6. 雄略天皇の暴挙と悪徳・有徳記事

天皇紀中で当該天皇を「悪徳」とするのは武烈紀が著名だが、雄略紀には人殺しなどの暴挙記事が沢山ある。

- (1) 暴挙記事：①即位前記に眉輪王・円大臣、異母兄弟などの殺害、市辺押磐皇子を謀殺、②二年条に百濟の池津媛と石河楯を処刑、③五年条に舍人を斬殺、④七年条に前津屋と同族70人を征伐、⑤九年条に凡河内直香賜を処罰、⑥十二・十三年条では木匠・鬮御田と木工匠・韋那部真根の処罰(回避)、⑦十四年条に悪事が発覚した根使主・小根使主を処罰、等。
- (2) 悪・有徳記事など：①二年冬十月(馬瀬狩)、是月、天皇以心為師。誤殺人衆。天下誹謗言、太悪天皇也。
②四年春二月(葛城山射)、於是、日晚田罷。神侍送天皇、至来目水。是時、百姓咸言、有徳天皇也。

7. その他のトピック

- 【トピック2】 雄略紀は説話的な記事が満載：記事数は概ね62で構成されている。説話のない一般的な記事が26%程度、説話的な記事(一般的記述に説話的記述を追記した記事及び説話のみで構成された記事)が74%ほどある。記事数比率としては一般的な記事が説話を含む記事を大幅に上回っているものの、字数比率では圧倒的に説話を含む記事が多くなっており、雄略紀の記事特徴がよくみてとれる。
- 【トピック3】 雄略紀の海外関連記事を抽出：海外関連の記事は12件ある。関係国としては、百濟4、任那2、新羅4、呉国4、高麗4。登場人物は、倭国側と朝鮮半島側でと多彩。戦乱に関わる説話を多い。
- 【トピック4】 雄略紀に現れる地名(人名・役職名を含む)：(1) 国内大地名で近畿地方でないのは、抽出した17中、③筑紫、⑤吉備、⑦信濃、⑧武蔵、⑩甲斐、⑮因幡、⑰讃岐 の八つ。
(2) 国内中小地名で近畿地方でないのは、抽出した16中、⑩水間と⑯娑婆・浦掛(水門)、二つ。